

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会 を目指す小金井市条例（案）市民説明会議事要旨

日時：（1回目）平成30年2月7日（水）10時～12時
（2回目）平成30年2月12日（月・祝）14時～16時

場所：（1回目）市民会館2階会議室
（2回目）市民会館3階萌え木ホール

出席者：協議会委員 6名から7名
自立生活支援課長
自立生活支援課障害福祉係長
自立生活支援課相談支援係長
自立生活支援課主査
自立生活支援課障害福祉係主任
自立生活支援課相談支援係主任

配布資料1：次第

- 2：障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）パワーポイント資料
- 3：障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）（るびあり）
- 4：パブリックコメント意見提出用紙

1. 開会

障害福祉係長	ただいまから「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）」の市民説明会を開催いたします。開会にあたり、福祉保健部長にかわりまして自立生活支援課長よりご挨拶させていただきます。
--------	---

2. 開会挨拶

自立生活支援課長	<p>本日は、お忙しい中、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）」の市民説明会にご参加いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>市では、平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に先立ち、平成27年5月に小金井市地域自立支援協議会において、小金井市の障害者差別解消条例制定についての発議がされ、2年間以上の長期間に渡ってご協議をいただけてきたところです。またこの間には、シンポジウムや意見交換会も行い、広く市民のご意見もお伺いしてきました。</p> <p>この条例につきましては、制定を待ち望んでいる市民の皆さまのためにも、本年4月1日の施行を目指して、事務局である自立生活支援課も鋭意、努力し</p>
----------	---

	<p>ているところでございます。</p> <p>条例の内容につきましては、まずはできるところから施策を実現し、実効性のある条例としていきたいと考えてございます。</p> <p>また、市では、現在2月19日（月）までパブリックコメントを募集しているところですので、是非、市民の皆さまのご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>どうぞ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
--	---

3. 会長挨拶

高橋会長	<p>本日はご参加ありがとうございます。</p> <p>簡単に本条例の経過を紹介したいと思います。</p> <p>この条例案が議論され始めたのはもう3年ほど前になります。翌年から、差別解消法が実施されるけれど、小金井の状況はとても厳しいよねというところから、他市の条例を参考にしながら、特に矢野副会長が部会長である生活支援部会で議論を開始しました。</p> <p>本当に骨格それから基本理念、中身をめぐって、喧々諤々の議論がなされました。</p> <p>市民の意見交換を含めてこれまで3回のシンポジウムを開催しましたけれども、そこでも市民の意見を取り入れる機会が欲しいとか、それからもっと多様な障害や障害と言えなくとも生きづらさを抱えている方の意見を聴取して欲しいという様々なご意見をいただきながら、内部では激しい議論を繰り返して進めてまいりました。</p> <p>今年度至ってもなかなか簡単にはいかなくて、特に教育の場をめぐっては議論を積み重ねて、パブコメ案として提案できるところまで進めていったところです。</p> <p>今日は2時間の時間をなるべく事務局の説明を短くして、できるだけ意見をたくさんもらえるようなそういう場になればと思っています。よろしくお願いいたします。</p>
------	--

4. 条例案の説明

自立生活支援課長	<p>では早速ですが、小金井市の障害者差別解消条例案、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）」についての説明をしたいと思います。</p> <p>まずこれまでの経過をお伝えします。</p> <p>皆さまもご存じのとおり、本条例は、平成28年に障害者差別解消法が施行されるにあたりまして、平成27年5月に、地域自立支援協議会にて、小金井市における障害者差別解消条例を制定しようと、発議されたものです。</p> <p>その後、2回の意見交換会と3回のシンポジウムを行い、皆様から様々な意見をいただきました。</p> <p>今回は本条例案についてパブリックコメントを実施するにあたり、説明会を</p>
----------	---

	<p>開催させていただきました。</p> <p>なお、本日の資料につきましては「しょうがい」の漢字を法律の表記の仕方に従い、すべて漢字で表記しております。ご了承ください。</p> <p>説明後に質疑応答のお時間をとりたいと考えていますが、その際にいただいた意見をパブリックコメントとしたいところですが、パブリックコメントが氏名、住所、年代などを明記いただいたの提出であることや、質問の聞き間違い等を避けるためにも、文章でいただきたく思っています。</p> <p>文字等お書きになるのが困難な方は、説明会終了後にお声がけいただければ、代筆いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p><以下第1条から第10条までの各条文を説明></p> <p><第11条から第15条は図を用いて説明></p> <p>条例本文の内容についての紹介は以上です。</p> <p>市としましては、現在も4月1日施行を目指して、努力をさせていただいているところです。</p> <p>条例を制定・公布した後は、広く周知・啓発を促し、障がいのある方もない方も、市民の皆さんが「共に学び、共に生きる社会」の大切さをよりよくわかっただけのように、努力していきたいと考えております。</p> <p>さらには、制定して終わりではなく、地域自立支援協議会委員の皆様にご協力いただきながら、障がいのある方を取り巻く社会情勢の変化などを勘案しつつ、条例の内容を見直しできるように考えていきたいと思っております。</p> <p>これからも地域自立支援協議会のご助力を得ながら、障がい者の差別解消に向けて、市としても努力を重ねていきたいと思っております。</p> <p>雑駁ではございましたが、以上で条例案の説明を終わらせていただきます。</p>
--	--

5. 質疑応答

質問1	「実施に伴う負担が過重になるものが除く」規定があるのはなぜか？
回答	差別解消法の合理的配慮の中にある文言なので、法律どおりです。この文言がないと全て一律やらなくてはいけない義務規定になり、社会生活において、配慮する側もうまくいかないこともあると考えられるためこの文言を残している。
質問2	教育をめぐって議論があったというがそれは何か
回答	インクルーシブ教育のことなどで、学びというのをどういう表現するのかというところを様々議論した。
質問3	何故施行を急ぐのか
回答	協議会で約3年近くかけて取り組んできており、第5条で謳っているように、市民や事業者の方にご理解・ご協力いただきながら、少しでも早く進めていきたいため。

質問 4	障害者施策と介護保険制度について
回答	厚生労働省の社会保障審議会のところで65歳になった部分をどのようにケアするのかというところで議論が行われており、市としては、課長会等に声を上げています。
質問 5	シンポジウムでの2案あった教育について・逐条解説について
回答	一部は9条（相互理解の促進）に入れ込みました。逐条解説は、いろんな人と一緒に作っていったらと思う。
質問 6	見直しの時期（3年を目途）について
回答	都条例の動向も併せて、次期の自立支援協議会でも当然その見直しというか、議論の必要性は認識している。
質問 7	協議会の自立支援という名称は何を指すのか
回答	自立支援法の中で設置努力義務がありできたもの。地域生活するにあたって、いろんな人の力を借りて地域生活をするということ。
質問 8	基本理念にある「性別や年齢等」の等についてはっきり定義しては（複合差別について）
回答	様々な複合的なものも含めて、社会的障壁であるというところに含んでいます。また、リーフレットや逐条解説に、自立支援協議会として考えて議論をし、認識深めながら、作っていかればと思う。
質問 9	4月からスタートさせることの意義
回答	市民と事業者のご協力をいただかないと先に進めていけないことや、さらに、第6条の差別の禁止というところで、何が差別にあたるのか、具体的な社会的障壁について、話し合いできちんと解決していく土壌を作っていきたいため。
質問 10	見直す必要があるときはではなくて、3年を目途に見直すということが必要では
回答	何もなしに見直しということだと、いつ見直すのかがわからないので、3年を目途にという形に協議会委員として取りまとめた。協議会の中では常時見直しが必要だというニュアンスである。
質問 11	審議に充分、時間をとっていただくことが必要では
回答	差別のない社会を目指すという意味で、市だけではなく市民や事業者の方にご理解いただきたいということもあり、なるべく早い施行をという思いがある。また、お示しするのは大きく遅れたが、約3年ぐらい議論しており、制定した後は、さらにいいものに育てていくような方向で進めていきたい。
質問 12	パブリックコメントから、自立支援協議会開催までの数日で市民の意見から修正するなどの検討ができるのか
回答	パブリックコメントを受けながら、1日で決めるのではなく、随時、自立支援協議会の委員の方に、資料等含めてお送りしつつ、検討していくのと同時に様々な議論を会長・副会長に取りまとめたいただいた結果として調整を続けていく。
質問 13	これ以上延ばさず、予定通り議会で審議していただいて、そして4月1日から施行としていただきたい。

回答	時期が厳しいところだが、事務局としては努力させていただき、何とか4月1日の施行目指して努力いたしたい。
質問14	9条の相互理解の促進の方に児童生徒への障害理解教育についての項目を入れなかった理由
回答	幼児、児童、生徒という表現がないという話もあったが、逆に9条の市民には、当然、幼児、児童、生徒を含むものであり包含しているので、この表現で自立支援協議会全体として、ご確認をいただいている。
質問15	第10条の研修の充実は「措置を講ずる」と書かないのか
回答	差別解消法の第5条を参照し、各種法令との調和を図りながら実施するという事でこのようになっている。
質問16	第12条第2項「反するおそれがある」の表現は非常に曖昧な判断になるので変えては。また、これは申し立てをするときに事前にチェックをするという事か
回答	他の市の条例も参考にさせていただきながら、この表現とさせていただいている。また、この差別解消条例では門前払いをせず、建設的な対話によって調整をし、解決を図っていこうという趣旨であるため、既に事件になり、犯罪の捜査に対象になっている場合などでの意味のチェックはするが、条例の趣旨から門前払いにするというような意味でのチェックはしない。
質問17	逐条解説はいつできるか
回答	逐条解説の方はまだ製作中で、この後、自立支援協議会の委員とも調整しながら作り上げていく予定です。
質問18	調整委員会は申し立てがあってからどのような形で作られるのか
回答	助言、あっせんの主旨がどういうものであるかによって、メンバー等が当然、変わってくる可能性があるのですが、固定メンバーでは考えていない。
質問19	教育の10条、合理的な配慮のために必要な環境を整えるのは努力義務ではなく、義務では
回答	差別解消法の第5条を参照し、各種法令との調和を図りながら実施するという事でこのようになっている。
質問20	10条の教育について再度説明を
回答	教育基本法や学校教育法であったり、特別支援教育の規定の中から作られているものであり、学習指導要領にも明確に規定されていることから、第10条そのものは、これまでの法令にのっとなって、小金井市の市民の方が総合的に理解しやすい形で整理されたものであると思う。
質問21	救済措置について、具体例とその結果どうなったか
回答	勧告を行うなどの具体的な事例については把握しておりませんが、小金井市内で相談を受けて解決に向かったという事例はございます。
質問22	パブリックコメント後の議会上程までのスケジュールは適切なのか
回答	一般企業とか一般市民に対して、どう広げていくかということがこの条例の半分はそのためだと思っているので、そこをもう少し考えていただけると、よりよい条例になり、それが実効性のあるものになっていくのかなと思う。制定

	をして4月1日からがスタートだと思う。
質問23	助言あっせんと救済措置の制度を自立支援協議会で行うのでは、4月1日施行では間に合わないのでは
回答	基本的には全体で話し合いによって解決するためにどのようにしていこうかというところで考えており、対立を煽るのではなく話し合いで解決するための知恵袋としてまさに自立支援協議会であったり、相談支援事業所であったりが知恵を寄せ合ってつくるという意味で、差別解消の取り組みをできるだけ早く進めていきたいという形で4月1日施行を目指したい。
質問24	4月1日の施行になぜこだわっているのか
回答	差別解消に取り組んで行きますが、それと同時に市民や事業者の方にご理解をいただかないと差別解消のまちづくりというのは進んでいかないため、差別解消条例を契機として、小金井市としても、市民や事業者の方、全ての市民の方に差別解消の取り組みについて関わっていただきたいということも含め4月1日施行を目指したい。
質問25	市長や教育委員会等が相互に連携して児童の教育をしていただくことが重要だと思う
回答	社会的障壁である社会モデルの考えを中心として、共生社会というところに繋げていくために9条の相互理解の促進としてご理解いただければと思う。
質問26	この条例がどんな仕組みでいつごろからこれが実施されるか。
回答	予算のことになると、この場では答えられないが、予算をかけずにできることは考えていきたい。
質問27	特定相談をする場と言うのは具体的にどのような場を想定しているか
回答	この条例では、市の窓口や基幹相談支援センターとなる。
質問28	これからの展望は
回答	合理的配慮しないということがその知識を知らないことから起こっているので、普及啓発の講演会であったり、パンフレットが行き渡るようにいろんなところと調整しながら努力していきたい
質問29	協議会に教育委員会の方を入れてはいかがか
回答	教育委員会の方にもご参加いただき、可能な限り総合的に関わっていただけるよう努力をしている。

6. 閉会

障害福祉係長	<p>それでは本日、頂戴することができませんでしたご意見等につきましては、2月19日までパブリックコメントを募集しておりますので、ぜひお寄せいただきたいと思います。</p> <p>また、パブリックコメントの代筆が必要な方がいらっしゃいましたら、この後、事務局までお申し出くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>本日はご参加、誠にありがとうございました。</p>
--------	--

以上